

# 談合情報対応マニュアル

## 第1 一般原則

入札に付そうとする建設工事等で、入札談合に関する情報を入手した場合の対応については、個別に情報の内容、信頼性等について慎重に対処しなければならないが、一般的には次の要領により行うものとする。

### 1 情報の確認、調書の作成

次の各号を、入札談合に関する情報の信ぴょう性の判断基準とする。契約担当課長は、その内容について出来るだけ詳細に確認し、談合情報報告書（別記様式第1）にまとめるものとする。

- (1) 情報提供者の名前、住所、連絡方法が確実な場合で、工事名、落札予定業者名及び落札予定金額に具体性があること。
- (2) 情報提供者が匿名の場合で、情報内容が次の事項について具体性があること。
  - ① 工事名
  - ② 落札予定業者名
  - ③ 落札予定金額
  - ④ 談合協議の具体的な内容
    - ・ 談合協議の日時及び場所
    - ・ 談合した者
    - ・ 談合の方法

### 2 報 告

契約担当課長は、談合情報報告書により、ただちに公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局へ報告すること。

事務局は、ただちに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告すること。

### 3 委員会の招集及び審議

- (1) 委員長は、2により報告を受けた場合速やかに調査委員会を招集し、調査委員会において、当該情報の信ぴょう性を精査し、当該情報が調査に値するか否かについ

て審議し、決定するものとする。

(2) 前号の審議においては、1の(1)又は(2)によることを原則とする。

#### 4 公正取引委員会及び警察への通報

調査委員会が審議し、調査に値すると決定した情報（以下「談合情報」という。）については、直ちに事務局が公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。また、処理の決定後に談合情報に関する資料を送付するものとする。

#### 5 処理の決定

市長は、談合情報があった工事について、入札の執行、延期、中止、無効又は契約解除等をしようとするときは、調査委員会の意見を聴くものとする。

#### 6 報道機関との対応

報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、談合情報のあった工事に係る契約担当課長が対応するものとし、契約担当課長のみでは十分な対応ができない場合は、委員長の指名する者が併せて対応すること。

### 第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、第3に従い行うこと。

#### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

##### (1) 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報すること。また、(2)以下の措置により、落札者の決定、入札の無効の決定又は入札手続の中止の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

##### (2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。

### (3) 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、福山市契約規則（以下「契約規則」という。）第34条の規定により入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

### (4) 談合の事実が確認されない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。
- ② この場合、全ての入札参加者に対し、入札終了後直ちに（遅くとも当日中に）工事費内訳書を提示するよう要請すること。
- ③ 提示された工事費内訳書は、工事主管課の工事担当職員等がチェックすること。
- ④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第32条第6号の規定により入札を無効とすること。
- ⑤ 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、契約規則第32条第6号の規定により入札を無効とすることができるものとする。

## 2 入札執行後に談合情報を把握した場合

### (1) 契約締結以前の場合

#### ① 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報し、併せて入札執行伺及び入札価格表の写しを送付すること。また、②以下の措置により、契約締結又は入札の無効の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

#### ② 契約締結の保留

契約担当職員は、契約（仮契約を含む。）締結を保留すること。

#### ③ 事情聴取等

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。また、事情聴取に先立って、入札を行った者全員に対して工事費内訳書を提示するよう要請し、提示された工事費内訳書を工事主管課の工事担当職員等がチェックすること。

④ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第32条第6号の規定により入札を無効とすること。

⑤ 談合の疑いが払拭できない場合の対応

明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、契約規則第32条第6号の規定により入札を無効とすることができるものとする。

⑥ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約締結後の場合

① 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報し、併せて入札執行伺及び入札価格表の写しを送付すること。また②以下の措置により、工事続行又は契約解除の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

② 工事の一時中断

工事に着工している場合は、当該工事を一時中断すること。

③ 事情聴取等

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。また、事情聴取に先立って、入札を行った者全員に対して工事費内訳書を提示するよう要請し、提示された工事費内訳書を工事主管課の工事担当職員等がチェックすること。

④ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

⑤ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、工事を続行すること。

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

#### 1 報告書

契約担当課長は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

#### 2 公正取引委員会及び警察への通報等

公正取引委員会及び警察への通報等は、別記様式第2を使用すること。なお、通報等の内容について公正取引委員会及び警察から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

#### 3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、契約担当課の次長職以上を含め、複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知したうえ、1社ずつ会議室等に呼び出し、聴き取りを行うこと。
- (3) 事情聴取する相手については、代表権を有する者又は支店長等これに準ずる者とする。
- (4) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。なお、必要がある場合には、適宜質問を追加しても構わない。

#### 4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、「誓約書を公正取引委員会及び警察へ送付する旨」を事情聴取の対象者に通知したうえ、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げること。

#### 5 工事費内訳書のチェック

- (1) 契約担当課長は、工事費内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかどうかを工事

主管課の工事担当職員等において入念にチェックさせ、その結果を事務局へ報告する。

(2) 工事費内訳書のチェックに当たって、不明な点がある場合は、工事主管課の工事担当職員等により、積算担当者など積算内容を把握している者を対象に事情聴取すること。

(3) 事務局は、工事費内訳書のチェックの結果を委員長に報告をすること。

#### 第4 特例対応

第1の1(2)により、情報内容に具体性がないと判断し、入札執行する場合、入札執行前に、「入札執行後に談合の事実が認められた場合には入札を無効とする」旨の注意喚起を行い、入札の結果、談合情報どおりの業者が予定価格内で最低価格であった場合には、落札決定を保留し、入札参加者全員に対して事情聴取を行い、誓約書の提出を求めるものとする。

##### 附 則

- 1 この談合情報対応マニュアルは、1997年(平成9年)4月1日から実施する。
- 2 1994年(平成6年)12月13日制定の談合情報対応マニュアルは、廃止する。

##### 附 則

- 1 この談合情報対応マニュアルは、2003年(平成15年)6月20日から実施する。

##### 附 則

- 1 この談合情報対応マニュアルは、2006年(平成18年)4月1日から実施する。

##### 附 則

- 1 この談合情報対応マニュアルは、2009年(平成21年)11月13日から実施する。

##### 附 則

- 1 この談合情報対応マニュアルは、2024年(令和6年)4月1日から実施する。

## 談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 ( ) 時 分
工事 (業務) 名	
入札 (予定) 日	年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	名前
	住所・連絡方法
	報道機関等を経由した場合 会社名・役職・名前等
受信者	課 名前
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・その他
情報内容	
落札予定業者及び落札予定金額	
談合協議の日時及び場所	
談合した者	
談合の方法	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	福山市 部 課 担当者

別記様式第2

福 第 号  
年(令和 年) 月 日

公正取引委員会事務総局  
中 国 支 所 長 様  
広島県福山東警察署長  
(\*不要なものを消すこと)

福 山 市 長  
( 部 課)

談合情報に関する資料の送付について

福山市発注の.....の入札に係る  
談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

(添付資料)

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札執行伺 (写) 及び入札価格表 (写)
5. 入札に関する連絡 (無効、延期、取消)  
(該当するものにマルをすること。)



## 事情聴取項目（参考例）

1. 工事（業務）の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件工事（業務）について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。
3. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。

# 誓 約 書

年 月 日

福山市長  
様

会 社 名

代表者名

印

担当者名

今般の\_\_\_\_\_の競争入札に際し、福山市契約規則第40条第1項において準用する第32条第6号の規定及び入札心得の『無効入札』（9）の規定に抵触する行為は行っていないこと及び他の指名業者と一切電話連絡や会合等を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、上記のことについて万一違背した事実が判明したときは、如何なる措置を受けましても会社を代表して異議は申しません。

また、この誓約書の写し及び事情聴取の内容が、公正取引委員会及び警察関係機関に送付されても異議はありません。

(参考) 福山市契約規則32条第6号

(無効入札)

第32条第6号 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して  
不正の行為があったとき。

## 入札執行に係る注意事項

1. 本件入札について談合があったとの通報があったが、福山市契約規則及び入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
2. 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、福山市契約規則第40条第1項（又は第32条第6号）及び入札心得の『無効入札について』（9）により入札は無効とする。